

国民健康保険

入院時の高額療養費の支給方法が一部変わります

平成19年4月1日以降、国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院する場合、窓口で申請を行ってください。

○高額療養費とは……

国民健康保険(国保)に加入している人が医療機関にかかる時、かかった医療費の1～3割を窓口で自己負担します。この窓口で支払った自己負担額が高額になったとき、定められた額を超えた分が払い戻される制度があるのをご存知ですか？

この払い戻される制度が「高額療養費制度」と呼ばれるものです。万一、大きな病気やけがをしたときなどに、わたしたちの負担を軽減してくれる重要な制度です。

○平成19年4月からは……

この「高額療養費」の制度が、平成19年4月1日から、70歳未満の人が入院した場合、ひとつの医療機関の窓口での支払いが自己限度額までとなります。

自己限度額は、所得区分によって異なるので、あらかじめ入院前に、国保に「限度額適用認定証」の交付申請を行ってください。(保険税の滞納がある場合は、認定証が発行できないことがあります。)

この「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。(ただし、外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり、あとから申請して支給を受ける形になります。)

保険証・印鑑を持参して下記窓口で申請を行ってください。

■申請・問合せ先

保険課 ④(内線367、267)

西吉野支所住民課 ⑧(内線26)

大塔支所住民厚生課 ⑨(内線43)

国民健康保険 被保険者証を郵送します

国民健康保険税を完納している世帯に対し、4月1日以降に使用できる国民健康保険被保険者証(保険証)を3月下旬に配達記録郵便で送付します。

保険証が届いたら

- ❖ 保険証の記載事項(住所・氏名・生年月日等)に変更などがある場合は、連絡してください。
- ❖ 就学や遠隔地勤務のため別に保険証が必要な人は、保険証、印かん、在学証明書などを持って手続きをしてください。
- ❖ 古い保険証は、3月31日まで有効ですので、新しい保険証が届いたのを確認のうえ、4月1日以降にはさみなどで切断し、使用できないよう処分するか、本庁保険課または各支所まで返却してください。

■問合せ先

保険課 ④(内線367、267)

西吉野支所住民課 ⑧(内線26)

大塔支所住民厚生課 ⑨(内線43)